

## 1. 信憑性評価に関する事例分析<sup>1</sup>

### (1) 芸能活動等を通じて反政府活動に関与したミャンマー出身の女性（20選事例4）

2006/4/6 難民不認定、2007/4/9 異議棄却、2008/8/22 東京地判（申請者の勝訴）、  
2009/2/19 東京高判（原審を維持：確定）

#### 【事案の概要】

- 本国において、反政府活動をした後に、夫と不仲になったことで、気分転換のための観光目的で来日。来日後、夫との修復がつかないまま在留期間が過ぎ、生活費も底をついたため稼働を開始。さらに、民主化組織や活動家のパイプ役として活動し、ミャンマー貧困層のための資金集めのコンサートで、歌手として出演。
- 本国帰国のために在日大使館を訪れたところ、ブラックリストに載っていることを理由に手続をしてもらうことができなかった。その後、芸能活動を通じて軍事政権を批判ほか、団体Aの執行委員として活動。この間、本国家族から当局の監視を知らせる手紙が届き、身の危険が迫っていることを実感し、難民申請をした。

#### 【信憑性の判断／一次】

- 本邦において[A]なる反政府組織に加入し活動している旨申し立てしているところ、あなたの供述状況からは、その存在自体疑わしい…
- 在京ミャンマー大使館において…反政府活動家であることが看破された旨申し立てしているところ、これを証する客観的証拠はなく…あなたの本国在住親族がその時点以降も無事平穩に生活していることなどからすれば、にわかに信じ難い…

#### 【信憑性判断／異議】

- [A]なる団体…の存在自体に疑義があります…本国の家族が平穩無事に生活しているというのですから、あなたの主張はにわかに信じ難い…  
疑問点：反政府活動に関する客観的証拠の不足は、供述の一貫性などで補うことができるのではないか。大使館の対応や、本国の家族が平穩無事に生活していることは、信憑性評価に影響を与える「不自然」な供述か。

#### 【裁判所の判断】

- 反政府活動に関する客観的証拠の不足について：必ずしも客観的証拠による裏付けがないものも少なくないが…難民認定申請をした当初から一貫した同認定におおむね沿う供述を続け

<sup>1</sup> 全国難民弁護士連絡会議監修「難民勝訴判決20選：行政判断と司法判断の比較分析」を基に作成

ていたと認められ、特にその内容が不自然であるとして排斥すべきものもないから、基本的にはその供述は信用するに足りるというべきである。

ポイント：中核部分の一貫性を評価。

- 大使館の対応について

- 仮にミャンマー政府が原告人を反政府活動者として注視しているのであれば、むしろ積極的に原告をミャンマーに帰国させて身柄を拘束しようとするのが自然であるとも考えられるが、ミャンマー政府の方針いかん又は大使館担当者の考え方いかんによっては、同認定のような対応（原告がブラックリストに載っていることを告げ、帰国したら逮捕されることになる」と述べて旅券更新の手続きをしなかったこと）もあり得るし、原告が供述するその前後の出来事及び全体の流れとも符合することも併せ考えれば、同事実を認定するのが相当というべきである（地裁）
- …反対に旅券の更新を拒否して反政府活動家の入国を拒絶するという対応をすることもあり得ると考えられるのであり、ミャンマー政府が反政府活動家の入国について常に前者のような対応をしていると認める証拠も提出されていないから、この点についての控訴人の主張を採用することはできない（高裁）

ポイント：中核部分の一貫性を評価。国側の主張を支える証拠の不足を指摘。

## （2）反政府活動に関与したミャンマー出身の夫婦（20選事例7）

2005/11/18 難民不認定、2006/9/7 異議棄却、2008/3/28 東京地判（申請者の請求棄却）、2009/5/27 東京高判（申請者の逆転勝訴：確定）

### 【事案の概要】

- 申請者妻：本国で兄の従事する民主化運動を支援。身の危険を感じて来日。その後、兄が刑務所に収監中であること、申請者妻が民主化運動を支援していたことが当局に知られ本国に帰国すると拘束される危険性があることが伝えられる。ミャンマーの裁判所作成の文書には、兄が懲役14年の刑を宣告されていることが記されていた。また、判決の中に申請者妻本人も拘束すべき旨が言及されていた。

### 【信憑性判断／地裁】

- 原告妻の供述を裏付けるに足りる客観的な証拠はなく、かえって…原告妻は、無事ミャンマーを出国することできたにもかかわらず、滞在先の韓国や本邦で、長期間にわたり、本国への退去強制のおそれのある不法在留ないし不法滞在を漫然と継続し、難民認定制度があることを原告夫から聞かされて知っていたはずの本邦においても、本邦入国後4年2か月余りを経過した後ようやく難民認定申請を行っていることが認められるのであって、このような原告妻の行動からは、本国政府からの迫害をおそれて国外に逃れてきた者としての恐怖感や切迫感止むものを感じられない。したがって、原告妻が主張し供述する原告妻のミャンマーにおける活動状況及び出国の経緯をそのまま認めることは困難…

疑問点：難民申請の遅延は信憑性評価に影響を与える「不自然」な行動か。

#### 【信憑性判断／高裁】

- 申請者妻の供述**全体の信用性**を肯定：控訴人妻の供述等は、難民認定申請した当初の陳述書…から、東京入管係官に対する各供述調書…に至るまで、その内容は**具体的かつ迫真的であって自ら体験したものでなければ供述し得ない詳細な内容**であるとともに、細部で多少の修正はあっても、**大筋においてほぼ一貫**しており、その供述自体から特に不自然な点は見受けられないことからすると、控訴人妻の上記供述等の信憑性は十分認められるものである。  
ポイント：供述の具体性を重視。

### (3) 弁護士として反政府活動に関与したミャンマー出身女性（20選事例8）

2006/4/18 難民不認定、2007/4/6 異議棄却、2009/1/20 東京地判（申請者の勝訴）、  
2009/9/16 東京高判（原審維持：確定）

#### 【事案の概要】

- 申請者姉：本国において弁護士仲間と民主化運動に参加。NLDに入党。違法な賭博罪の容疑で逮捕された者の弁護をしたところ、軍は当該依頼人に、当該事件の裁判長、検事、弁護士らに賄賂を払って有利な扱いを受けたと供述するように強要し、当該事件の裁判長や検事等関係者が逮捕され、全員が懲役10年又は8年の刑に書せられた。弁護人として活動していた申請者姉も逮捕される危険があるとの情報を軍情報部の知人から得たため、来日。日本でも政治活動を続けた。

#### 【信憑性の判断／一次】

- 供述には矛盾や不合理な点が少なからず認められ、供述の信憑性に疑義がある…

#### 【裁判所の判断】

- 総論：原告姉の供述調書…は**具体的かつ迫真的であって自ら体験したものでなければなかなか供述し得ない内容** →ポイント：供述内容の具体性・迫真性を評価。
- 逮捕に関する情報を得た経緯に関する供述の変遷
  - 被告の主張：将軍…が原告姉に直接警告したか否かについての供述に変遷があり信用できない。
  - 地裁判決：〇〇（人名）が直接警告したか、役人を通じて警告がされたのかは、この文脈において重要な内容とはいえ、この点に関して原告姉の供述内容の重要な部分に変遷があるとはいえないから、上記記文の記載は前期認定を左右するものではなく、他に同認定を覆すに足りる証拠はない  
ポイント：中核・周辺部分を区別し、中核部分の一貫性を評価。
- NLD党员であることについて
  - 被告の主張：原告姉が、既に当局にNLDの党员として把握されているのに、党员証を焼却し処分した旨供述したことが不自然極まりない。原告姉がNLD党员であったことに強い疑念がある。

- 地裁判決：当局に党员証が発見されれば、NLD支援者であることが明確になり、より大きな不利益を被ると原告姉が考えたとしても何ら不自然とはいえず、他に前記認定を覆すに足りる証拠はない

ポイント：国側が「不自然」とする供述内容の合理性に関する詳細な検討。

- 逮捕後の対応について

- 被告の主張：原告姉の行った程度の活動を理由に当局が逮捕の対象とするとは考え難く、逆に、当局が逮捕の対象とするような人物であれば、誓約書に署名しただけで自宅に帰すというのは不自然である
- 地裁判決：…軍政府当局は、弁護士が反政府活動を支援することさえ嫌っていたのであるから、弁護士である原告姉が、自ら反政府活動に参加していたことから逮捕対象者としてリストアップされたとは十分に考えられ、また、軍事クーデターから1か月程度経過した時期に、法秩序回復評議会が、更なる混乱を避けるために避難者に呼びかけて、政治活動をしない旨の誓約書に署名させて自宅に帰すことは、特に不自然とはいえず、他に前記認定を覆すに足りる証拠はない。

ポイント：国側が「不自然」とする供述内容の合理性に関する詳細な検討。

- 自身の弁護活動に関する記載について

- 被告の主張：原告姉の難民認定手続の初期段階の書類には…の事件について何ら記載がされていないから…の事件についての原告姉の陳述書の記載や本人尋問での供述が信用できない。
- 地裁判決：難民申請書や申立書には組織活動、政治的活動を記載、インタビューでは詳細な供述。原告姉が…の事件は自らの弁護活動に伴うものであり、組織活動、政治的活動とは性質上異なるものであることなどから、後の調査の機会に詳述することにしたとしても特に不合理、不自然とはいえず、難民認定手続の初期段階白書類に記載がないことから直ちに…の事件に関する原告姉の供述の信用性が否定されることにはならない。

ポイント：難民申請書に記載されていない事実について、合理性を詳細に検討。

#### (4) 反政府活動に関与したエチオピア出身の女性 (20選事例11)

2007/8/9 難民不認定、2008/12/12 異議棄却、2010/10/1 東京地判 (確定)

##### 【事案の概要】

- 本国において、野党 (AEUP) の党员として集会やデモに参加するなどの反政府活動をしていたところ、逮捕状なしで逮捕され、食事を十分に与えられずに50日間拘束された。その後、騒乱罪容疑で逮捕・拘束され、取調べを受け、保釈保証金を支払い釈放される。日本においても本国政府に反対する活動を継続。

##### 【信憑性判断／異議】

- AEUPの議席数のもとより、エチオピアの選挙制度についての基本的な知識さえ有しないことからすれば、AEUPに所属して政治活動を行っていたものであると認めることはできません。
- 疑問点：“基本的な知識”の不足は、難民事由の「中核部分」といえるか。

### 【裁判所の判断】

- 総論：根幹部分において、これらの客観的な資料及び認定したエチオピア政治情勢とおおむね整合するものであり、全体として信用性が認められる。
- 逮捕に関する供述の変遷について：逮捕から既に数年程度が経過していることに照らせば、日付に関する記憶に多少のずれが生じることも十分に考えられるところであり…エチオピア暦と西暦…の換算は容易とは言い難いことから、原告が換算を誤り、又は必ずしも正確を期することなく供述をした可能性も否定できず、逮捕の日付に関する供述に変遷と観られる部分があることから直ちに、原告の供述の真実性を疑うことは相当でない。

ポイント：中核・周辺部分を区別し、中核部分の一貫性を評価。時間的要因を考慮。

## 2. 近年の事例

- 原告Z1にとっては実父が殺害されたという衝撃的な出来事及びその直前の状況であったから、鮮明に記憶してしるべき内容であったにもかかわらず…原告Z1による帰宅時の状況についての供述の内容には、変遷ないし一貫性のない部分があるところ、これらの点についての理由が何ら合理的に説明されていない以上、これらに関する原告Z1の供述の信用性は低いものとして評価せざるを得ない（2015/3/25 東京地判）
- 収容所を脱出した際の状況についても、収容されていた房がその中でトイレをしなければならない構造になっていたのであれば、そもそもトイレのために房を出ることにはならないはずであるから、真実の体験に基づき真摯に供述しているのであれば、このような変遷が生じることは考えにくい。しかるに、これらの供述の変遷について原告から納得のいく説明はなされておらず、これらも原告の供述の信用性に疑いを差し挟ませる一事情といえる（2016/1/14 東京地判）

以上